

平成22年度
産業技術人材育成支援事業
(起業家人材育成事業)
大学・大学院起業家教育推進ネットワーク

起業家教育モデル講座（後期）
募集要項

募集期間：平成22年4月26日（月）
～6月11日（金）

経済産業省
株式会社大和総研

平成22年度産業技術人材育成支援事業
(起業家人材育成事業)
大学・大学院起業家教育推進ネットワーク
起業家教育モデル講座 募集要項

平成22年4月26日

経 済 産 業 省
経 済 産 業 政 策 局 新 規 産 業 室

株 式 会 社 大 和 総 研
大学・大学院起業家教育推進ネットワーク事務局

1. 事業名称

大学・大学院起業家教育推進ネットワーク 起業家教育モデル講座事業

2. 事業の趣旨

起業家教育モデル講座事業（以下、「本事業」）は、平成21年度産学連携人材育成事業（起業家人材育成事業）の一環で開設された「大学・大学院起業家教育推進ネットワーク」（以下、「本ネットワーク」）の会員に対し、モデル講座（注1）の募集を行うものです。

本事業では、わが国の大学・大学院において実施される先駆的・特徴的で、他大学への波及効果が期待できる起業家教育の講座をモデル講座として指定し、講義への外部講師の招聘、講義内容の拡充、その他のイベント、課外活動等のプログラムを実施する費用を支給することで、モデルとなる講座を育成します。また、その教授法や教材等を起業家教育に携わる教員の間で広く共有し、他大学への普及を図ることで、わが国の起業家教育の質的向上・量的拡大を目指します。

（注1）モデル講座の対象講座は、以下、4. となります。

3. 応募者の資格要件

（1） 応募担当者が本ネットワークの会員であること。

（会員登録は、本ネットワークのウェブサイト（「起業家教育ひろば」）より行ってください。

→ <http://www.jeenet.jp/action/init>)

（2） 応募担当者が応募対象の講座を実施する大学の教員または職員であること。

4. 募集対象講座

（1） 平成22年9・10月～平成23年2月にわが国の大学・大学院（短期大学を含む）で実施される起業家育成を目的とした正規科目、および、非正規科目（イベント、及び課外活動等）。

（2） 対象講座の種類：対象講座の種類は以下のとおりです。

（A）本事業からの費用の支給によって平成22年度に新たに実施される講座（以下、「新規講座」）。

（B）既実績のある講座であって、本事業からの費用の支給によって平成22年度実施分より講座内容を拡大または改善する講座（以下、「既存講座」）。

（一部応募書類の記入方法が異なります。詳細は、応募書類（モデル講座申請書（様式2））参照。）

- (3) また、以下、10. に示す、モデル講座普及に関する事業にご協力いただけることを応募条件といたします。

《対象外となる講座》

国、地方公共団体から類似の資金提供を受けている講座は対象外となります。

5. 募集対象となる講座類型

本事業では、起業家教育を、「起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成を目指す講義や専攻、もしくは起業に有利な実務知識を学べる講義や専攻」と想定します。なお、以下に、本事業の募集対象となる講座類型の例を参考までに示します。応募書類（モデル講座申請書、9.）には、応募される講座に最も近いと思われる類型（該当するものがない場合には、e.その他）を一つ選択してください。なお、講座類型は審査対象ではなく、参考情報としてご提供いただくものです。

《募集対象となる講座類型の例》

類型	内容
a. 起業家専門教育型	経営学部やビジネススクール等において、実際に起業・創業を志向する学生向けの専門的なもの。
b. 経営スキル総合演習型	主として経営学部やビジネススクールの仕上げの演習としてビジネスプランの策定等を行うもの。
c. 起業スキル副専攻型	工学・医学等が主専攻の学生が、副専攻として起業・創業スキルを身につけるもの。
d. アントレプレナーシップ涵養型	全学を対象にした一般教養的な起業家教育。
e. その他	起業家教育を主目的として実施される講座で、a～dに当てはまらないもの。

6. 支給額・選定講座数、実施期間等

(1) 支給額・選定講座数

支給額	選定講座数
1講座当たり60万円まで	計3～5件程度

注：支給額及び選定講座数は、各応募講座の資金計画書をもとに、審査によって決定します。

(2) 実施期間等

- 1) 募集期間： 平成22年4月26日（月）～6月11日（金）
- 2) 募集締切日： 6月11日（金）（必着）
- 3) 審査： 6月下旬～7月初旬
- 4) 選定結果発表： 7月初旬～中旬

（選定されたモデル講座応募担当者に個別に連絡するとともに、「起業家教育ひろば」にて発表）

- 5) 講座実施： 平成22年9・10月～平成23年2月

7. 支給の対象となる経費

以下、9. に示す審査基準に沿って、モデル講座申請書、資金計画書の内容等を勘案し、予算の範囲内でモデル講座の実施に直接必要な経費を支給します。対象となる経費については、以下の表を参照し、経費を積算した上で資金計画書を提出願います。

《支給の対象となる経費》

費目	対象	対象外
1. 講師謝礼	外部より招聘する講師への謝礼 (各大学の規定に準じて適正に積算してください。但し、講義一回当りの謝礼上限は3万円(源泉徴収税額、消費税込み)となります)	学内の講師への謝礼
2. 人件費	講座実施にあたり直接的に必要な人件費(e.g.研究補助員)(各大学の規定に準じて適正に積算してください。)	他の事業と共通する管理・運営にかかる人件費
3. 旅費	講師の移動に係る交通費、宿泊費、講座の一環で実施されるイベント、課外活動に必要な交通費、宿泊費、その他講座実施に必要な交通費(各大学の規定に準じて適正に積算してください。)	-
4. 参加費	講座の一環で実施されるイベント等への参加費用(e.g.講演会の入場料)	教員が講座とは別に個別で参加する学会参加費用等
5. 教材・資料費	講座で使用する教材・ケースの購入や作成にかかる費用	講座で直接使用しない教材・ケース、資料費用等
6. 消耗品費	文房具等の消耗品(e.g.記憶メディア)、印刷費用等	-
7. 使用料・賃貸料	講座実施に必要な会場使用料等	-
8. その他	翻訳代、通信運搬費、その他、講座実施に必要なと審査員、事務局が判断したもの	建設物等施設の整備にかかる費用、ビジネスコンテスト等の賞金
9. 一般管理費	講座実施に必要な間接経費 (経費(1~8)の合計の原則10%とします)	-

8. 応募書類の提出方法

(1) 応募書類	<p>以下①～⑤の書類をご提出ください。①～③は所定の様式を使用してください。</p> <p>①応募者概要書（様式1）</p> <p>②モデル講座申請書（様式2）</p> <p>③資金計画書（様式3）</p> <p>④当該講座担当教員の略歴</p> <p>⑤（B）既存講座の場合には、過去の講座実績等に関する参考資料を添付してください（参考資料は審査対象ではなく、審査の参考にさせていただくものです）。</p> <p>応募書類の入手方法：右記のウェブサイト（http://www.jeenet.jp/model3/）よりダウンロードしてください。</p>
(2) 応募方法	電子メールにて、本ネットワーク事務局までお送りください。（詳細は15. 参照）

9. 審査

(1) 審査方法：以下(2)に示す審査基準に基づいて、本ネットワーク アドバイザリーボード モデル講座育成ワーキンググループ委員による審査を行います。

(2) 審査基準：審査基準は以下のとおりとします。

(A) 新規講座、(B) 既存講座について、一部別々の審査基準を設けて審査いたします。なお、提出された応募書類に加え、講座内容について別途説明を求めることがあります。

《審査基準》

審査項目		審査内容
1	モデル講座としての妥当性	モデル講座として選定するのに適当な目的(起業家人材の育成)が設定されており、目的を達成し得る内容、スケジュール、適切な対象者向けの講座となっているか。
2	講座内容等の有効性	<p>(A) 新規講座：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目構成、使用される教材・ケース等が適切であるか。 ・わが国における起業家教育のモデルとなり得る先駆的、特徴的な内容であるか。 ・他大学への波及効果が期待できるか。 ・当該講座を新規に設立する意義、期待できる効果。 <p>(B) 既存講座：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目構成、使用される教材・ケース等が適切であるか。 ・わが国における起業家教育のモデルとなり得る先駆的、特徴的な内容であるか。 ・他大学への波及効果が期待できるか。 ・講座内容の追加／改良を行う意義、期待できる効果。
3	申請金額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・講座が実現可能な資金計画となっているか。 ・費用対効果の観点から評価できるものか。 ・申請費用のバランスが適切か。

10. モデル講座普及に関する協力依頼

モデル講座に選定された講座には、原則として以下の事業にご協力いただきます。

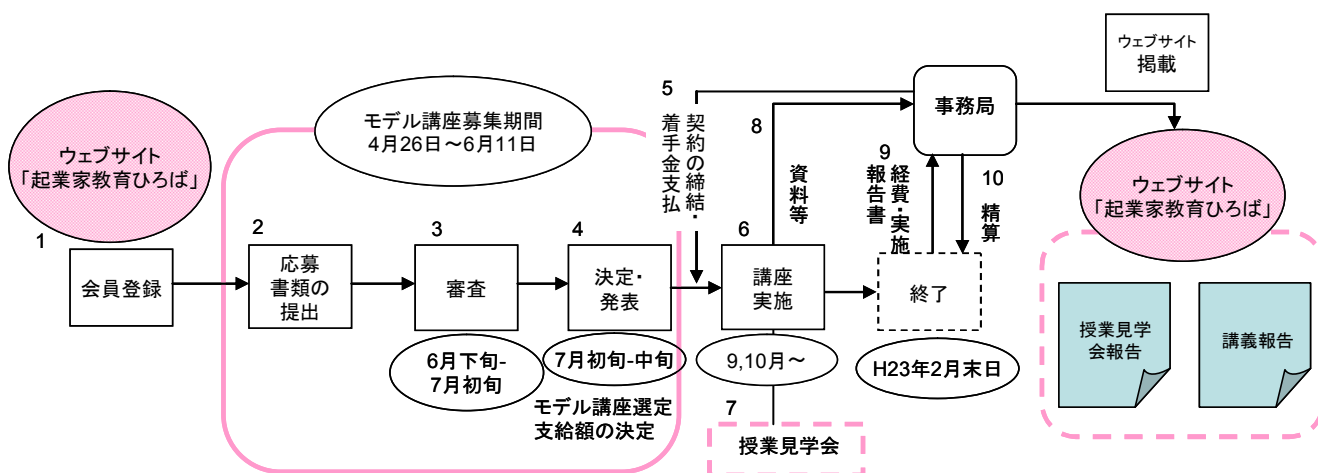
- (1) 講義内容、教材・配布資料等の提出・「起業家教育ひろば」への掲載：各講義の終了から2週間以内に、講義内容とともに以下の資料等をご提出いただきます。事務局で取りまとめの上、「起業家教育ひろば」に掲載します。
 - a. 講座のシラバス
 - b. 講座担当教員が作成した教材
 - c. 講座風景を撮影したデジタル写真
 - d. 講座の配布資料
 - e. 外部講師が作成した教材（任意）
- (2) アンケート調査の実施：最終講義において、学生を対象とした講座に対するアンケート調査を実施していただきます。アンケート内容は事務局で作成の上、担当教員宛てにお送りします。アンケート用紙を印刷の上、アンケートを実施し、回収した用紙を事務局に郵送ください。
- (3) 授業見学会の実施：モデル講座のうち数件について、授業見学会を開催し、本ネットワーク会員から参加者を募ります（日程等については担当教員と相談の上決定します）。

11. 実施報告

対象となる全ての講座の終了から1ヵ月以内(または平成23年3月10日までのいずれか早い時期)に、①モデル講座実施報告書及び②所要経費報告書（総額及び明細。証憑添付）を作成し、事務局にご提出ください。

12. モデル講座募集・実施の流れ

モデル講座募集・実施の流れは以下のとおりです。



No.	プロセス	詳細
1	ネットワーク会員に登録	起業家教育を実施する大学・大学院の教職員が、ネットワークのウェブサイトにて、会員登録を行う。
2	応募書類の提出	各大学・大学院の教職員は、本募集要項に沿って事務局に応募書類を提出する（書類は、1）応募者概要書、2）モデル講座申請書、3）資金計画書、4）当該講座担当教員の略歴。既存講座については、過去の講座実績に関する資料を添付。
3	審査	審査基準に基づき、モデル講座育成ワーキンググループ委員（5名）が、提出された応募書類の審査を行い、モデル講座を選定する。
4	モデル講座の決定・発表	モデル講座の決定通知は、選定されたモデル講座の応募者に個別に通知する他、ウェブサイトにて発表。
5	契約の締結／着手金の支払い	応募者の所属する大学・大学院と事務局との間で契約を締結。選定されたモデル講座に対して、契約締結から2カ月以内に事務局より着手金が支払われる。
6	モデル講座実施	各大学・大学院は選定されたモデル講座を実施する。
7	授業見学会の開催	選定されたモデル講座のうち、数件について授業見学会を実施する。（ネットワーク会員および事務局がモデル講座を見学する）。
8	講義報告、教材、配布資料等の提出	担当教員は各講義の終了から2週間以内に講義報告と、担当教員が作成した教材等の資料を事務局に提出する。講義報告、教材は事務局がウェブサイトに掲載し、会員と共有する。
9	実施報告書、所要経費報告書の提出	対象となる全ての講座が終了してから1ヶ月以内（または平成23年3月10日までのいずれか早い時期）に1）所要経費報告書、および、2）モデル講座実施報告書を事務局に提出する。
10	精算手続き	9. で提出された書類を事務局が確認し、残額を支払う。

1 3. その他

- (1) 平成23年3月まで実施される講座についても応募は可能ですが、費用を支給する対象は当該講座のうち同年2月末日までの間に実施されるプログラムに限ります。
- (2) 各モデル講座に対する支給金額は、提出された資金計画書をもとに、審査によって決定されます（申請金額から減額されることがあります）。
- (3) 応募書類は返却しません。
- (4) 応募されたモデル講座に係る特許等の知的所有権取得や秘密情報の取り扱いは、あらかじめ応募者の責任で必要な措置をとることとします。
- (5) 選定結果の公表後に虚偽の事実などが判明した場合は指定を取り消すことがあります。
- (6) 審査結果に対する異議の申し立て等は一切受けないこととします。
- (7) 本事業の契約は、応募者の所属する大学・大学院と事務局である株式会社大和総研との間で締結するものとしします。

1 4. 個人情報等の取扱いについて

ご提出いただきました個人情報等は、「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報に関する法令及び本ネットワークのプライバシーポリシーに従って厳重に管理いたします。

1 5. 応募書類提出先及び本件に関するお問い合わせ先（原則、電子メールでお願いいたします）

大学・大学院起業家教育推進ネットワーク事務局

株式会社大和総研 コンサルティング本部（担当：圓、矢幡）

E-mail : entre-model@rc.dir.co.jp 電話：03-5555-4491（平日9時～17時）FAX：03-5202-2060